

○浅麓環境施設組合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則

昭和41年4月1日

規則第15号

改正 昭和57年10月1日規則第1号

令和5年2月17日規則第3号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則については、小諸市における職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年小諸市規則第5号）を準用する。

この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月17日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。